

平成25年8月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録

平成25年8月9日 開会

平成25年8月9日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

平成25年8月9日（金曜日）午後3時開議

- 日程第1 副議長の選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 議会運営委員の選任
- 日程第6 同意第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件
- 日程第7 提案理由の概要説明
- 日程第8 議案第5号 平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件
- 日程第9 議案第6号 平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分について承認を求める件
- 日程第10 議案第7号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 日程第11 議案第8号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 日程第12 議案第9号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 日程第13 議案第10号 平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	鎌田修悦	2番	後藤健
10番	鎌田正	11番	佐藤吉次郎
12番	佐藤文昭	13番	佐藤峯夫
15番	長井直人	16番	佐々木文明
17番	三浦正隆	18番	須藤正人
19番	渡邊彦兵衛	20番	畠山菊夫
21番	草階廣治	23番	松田知己
24番	菅原政一		

欠席議員（9名）

3番	五十嵐忠悦	4番	藤原美佐保
5番	渡部幸男	6番	藤原一男
8番	長谷部誠	9番	千田正英
14番	鹿兒島巖	22番	高橋浩人
25番	佐々木哲男		

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積志	副広域連合長	栗林次美
事務局長	鷺谷邦夫	事務局次長	中山元
総務課長	門間淳一	業務課長	夏井正士
会計管理者	伊藤巧		

議会担当職員出席者

議会書記長 中山 元

議会書記 小松美紀 議会書記 猿田和孝

午後 3 時 0 分 開会

○書記長（中山 元） 皆様、書記長の中山でございます。

本日は、議長不在で、また、副議長空席のため、副議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の佐藤峯夫議員を紹介いたします。

【 臨時議長（佐藤峯夫）議長席に着く 】

○臨時議長（佐藤峯夫） ただいまご紹介いただきました仙北市議会議長の佐藤峯夫であります。

議場に出席しておる年長議員は、臨時議長の職務を拒むことはできないという行政実例もありますから、暫時の間、議長席を汚させていただきます。

ただいまの出席議員は、15 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより平成 25 年 8 月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

日程第 1 副議長の選挙

○臨時議長（佐藤峯夫） 日程第 1、議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選で行いたいと思います。なおかつ、指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これらのことについてご異議ありませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○臨時議長（佐藤峯夫） ご異議なしと認めます。よって、選挙方法については指名推選、指名の方法については議長において指名することに決定いたしました。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会の副議長に草階廣治議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました草階議員を秋田県後期高齢者医療広域連合議会の副議長の当選人として定めることにご異議ありませんでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○臨時議長（佐藤峯夫） ご異議なしと認めます。したがって、草階議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました草階議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

草階議員、副議長当選のごあいさつを願います。

【草階廣治副議長 登壇】

○副議長（草階廣治） ただいま副議長の任を預かりました井川町の議会議長の草階廣治でございます。

この議会に、誠心誠意、私の力の限り尽くしてまいりたいと思いますので、今後とも、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願ひいたします。

甚だ簡単でございますが、私のあいさつといたします。（拍手）

○臨時議長（佐藤峯夫） これで私の職務は終わりました。

草階副議長、どうぞ。

【佐藤峯夫臨時議長、議長席を退き、草階廣治副議長、議長席に着く】

新議員の紹介

○副議長（草階廣治） 会議に先立ちまして、平成25年2月定例会後の議員の異動について、ご報告申し上げます。

それぞれの議会において、広域連合議会議員の選挙が行われております。当選されました皆様をご紹介いたします。選挙実施月日順にお名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

五城目町長の渡邊彦兵衛議員。

八郎潟町長、畠山菊夫議員。

由利本荘市長の長谷部誠議員。（欠席）

秋田市議会議長、鎌田修悦議員。

男鹿市長の渡部幸男議員。（欠席）

以上、5名の方が広域連合議員として当選されました。よろしくお願ひいたします。

諸般の報告

○副議長（草階廣治） この際、諸般の報告をいたします。報告は朗読を省略し、各議員への配付をもって報告といたします。

日程第2 議席の指定

○副議長（草階廣治） 日程第2、議席の指定を行います。

新議員の議席については、会議規則第4条の規定により、渡邊彦兵衛議員は19番、畠山菊夫議員は20番、長谷部誠議員は8番、鎌田修悦議員は1番、渡部幸男議員は5番と指定いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○副議長（草階廣治） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、三浦正隆議員、須藤正人議員の2名を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○副議長（草階廣治） 次に、日程第4、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（草階廣治） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第5 議会運営委員の選任

○副議長（草階廣治） 次に、日程第5、議会運営委員の選任を行います。

現在、2名の欠員となっております議会運営委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長が会議に諮って定めることとされております。

お諮りいたします。慣例により、議長、副議長、市長、町村長、市議会議員、並びに町村議会議員から各1名を選任していることから、今回欠員となっている副議長区分から、私、草階廣治と、市長区分から由利本荘市長の長谷部誠議員を選任することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（草階廣治） 異議なしと認めます。したがって、私、草階廣治と長谷部誠議員を議会運営委員に選任することと決定いたしました。

日程第6 同意第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について 同意を求める件

○副議長（草階廣治） 次に、日程第6、同意第2号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件を議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 平成25年8月広域連合議会臨時会が開会され、提出議案をご審議いただくに当たり、提案理由をご説明申し上げます。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

初めに、国の動向であります。

ご承知のとおり、社会保障制度をめぐる自民、公明、民主3党の実務者協議については、先般、民主党が離脱を決定し、国会において論戦する方針を示したことや、最終決定され

た社会保障制度改革国民会議の報告書では、現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくのが適当であるとの提言がなされていることなどから、本制度が廃止される可能性は事実上なくなったものにとらえております。

国民会議の最終報告書は8月6日に安倍首相に提出され、政府は、この報告書を踏まえ、改革の実施時期などを明記したプログラム法案の秋の臨時国会での提出に向けて策定作業に入るとしております。

当広域連合といたしましては、今後も、より具体化される実務者協議や国の議論等について、引き続き注視してまいります。

次に、提案理由について説明申し上げます。

同意第2号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件についてであります。

秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長栗林次美氏が平成25年4月16日をもって任期満了となったことから、副広域連合長を選任することについて議会の同意を求めようとするものでございます。

○副議長（草階廣治） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案ですので、直ちに採決することにいたしたいと思っておりますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（草階廣治） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決の方法は、簡易採決で行います。本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（草階廣治） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

ここで栗林副広域連合長の出席を求めます。

〔午後3時10分 休憩 ・ 午後3時11分 開議〕

○副議長（草階廣治） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで栗林副広域連合長からあいさつの申し出がございます。発言を許します。

【栗林次美副広域連合長 登壇】

○副広域連合長（栗林次美） 大仙市長の栗林次美です。発言のお許しをいただきましたので、就任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、ただいま副連合長選任案にご同意を賜りまして、まことにありがとうございます。

先ほど連合長からのごあいさつにもあったと思いますが、この社会保障制度改革の中で、後期高齢者医療制度そのものも、今後より具体的な制度、あるいは進化していくと思っております。私としては、広域連合が各市町村と連携を密にしながら、連合長を補佐し、議会の皆様のご指導を受けながら、円滑な議会運営、制度の運営に努めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくご指導をお願い申し上げます。（拍手）

日程第7 提案理由の概要説明

○副議長（草階廣治） 次に、日程第7、提案理由の概要説明を行います。

議案第5号平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件から議案第10号平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積志） 提案理由についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第5号平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）の専決処分について承認を求める件についてであります。

特別会計の歳入歳出決算額の見込みに伴い、後期高齢者医療特別会計繰出金等の予算を補正したものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案書の17ページをお開きください。

議案第6号平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分について承認を求める件についてであります。

歳入歳出決算額の見込みに伴い、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金等の歳入予算及び療養給付費等の歳出予算を補正したものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時

間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案書の37ページをお開きください。

議案第7号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。

被用者保険の被扶養者であった被保険者及び所得の少ない者に係る保険料の減額について、平成25年度において継続して行うため所要の改正を行ったものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案書の43ページをお開きください。

議案第8号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。

平成25年度において、被用者保険の被扶養者であった被保険者等の保険料の減額等に係る財源として、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金を処分できることとするため所要の改正を行ったものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案書の49ページをお開きください。

議案第9号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。

東日本大震災により被災した被保険者に係る平成25年度の保険料の減免措置について、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者等を対象に継続実施するため所要の改正を行ったものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案書の55ページをお開きください。

議案第10号平成25年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について説明申し上げます。

今回の補正は、平成24年度の保険給付額が確定したことにより、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金の超過収入分を精算する必要があることから補正を行うもので、歳入歳出予算の総額に8億9,960万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,416億3,349万8,000円とするものです。

以上、提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議をいただきますよう、お願い申

し上げます。

日程第 8 議案第 5 号 平成 24 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について承認を求める件から

日程第 13 議案第 10 号 平成 25 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件まで

○副議長（草階廣治） 次に、日程第 8、議案第 5 号平成 24 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について承認を求める件から日程第 13、議案第 10 号平成 25 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件まで、以上 6 件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長（草階廣治） 異議なしと認めます。したがって、日程第 8、議案第 5 号平成 24 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分について承認を求める件から日程第 13、議案第 10 号平成 25 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の件まで、以上 6 件を一括議題といたします。

これより議案第 5 号から議案第 10 号までに対する質疑を行います。

通告はございません。

以上で議案第 5 号から議案第 10 号に対する質疑を終了いたします。

これより議案第 5 号から議案第 10 号に対する討論を行います。

通告はございません。

以上で議案第 5 号から議案第 10 号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。採決の方法は起立採決で行います。

議案第 5 号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第 5 号は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○副議長（草階廣治） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第 6 号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

【 賛成者起立 】

○副議長（草階廣治） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第7号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

【 賛成者起立 】

○副議長（草階廣治） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第8号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

【 賛成者起立 】

○副議長（草階廣治） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第9号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

【 賛成者起立 】

○副議長（草階廣治） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第10号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

【 賛成者起立 】

○副議長（草階廣治） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○副議長（草階廣治） この際、広域連合長から発言の申し出がございますので、発言を許します。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切なお決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

冒頭のあいさつでも触れましたが、社会保障制度改革国民会議の最終報告書では、後期高齢者制度に直接言及し、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入をはじめ、必要な改善を行っていくことが適当であるとしております。

また、社会保障制度改革推進の基本的考え方として、高齢者に手厚いとされる社会保障を全世代型に改め、所得の高い人には、年齢を問わず負担を求めていくことの趣旨が盛り込まれております。

当広域連合といたしましては、これらが後期高齢者医療制度にどのようにかかわってくるのか、今後も引き続き実務者協議や国の議論を注視するとともに、被保険者の視点から一層制度が充実するよう、必要な改善を国に働きかけてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たってのあいさつといたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

閉 会

○副議長（草階廣治） この際、お諮りいたします。会議規則第43条の規定により、本臨時会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○副議長（草階廣治） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで、平成25年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後 3 時 2 6 分 閉会

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会副議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員